本件控訴をいずれも棄却する。 控訴費用は、控訴人らの負担とする。 事実及び理由

控訴の趣旨

原判決を取り消す。

- 2 被控訴人(当時は建設大臣)が平成9年1月31日付けでした、昭和電工株式会社(昭和電工)に対する原判決別紙許可目録記載1ないし3の各許可処分(本件許可処分)をいずれも取り消す。 3 訴訟費用は、第1,2審とも被控訴人の負担とする。

事案の概要

1 本件は、被控訴人(当時は建設大臣)が平成9年1月31日付けで昭和電工に対してした。長野県大町市内の河川及び湖からの水力発電用水の各取水許可処分(本件許可処分)について、大町市内に居住する8名の住民及び同市内に活動の拠点を有する2つの権利能力なき社団が、本件許可処分は、河川・湖沼の機能を破壊し、河川法に違反する違法なものであるとして、その取消しを求めた事案である。

法なものであるとして、その取消しを求めた事案である。 原審では、原告適格ないし訴えの利益の有無が問題となった。控訴人らは、本件許可処分の取消しを求める原告適格があることの根拠として、①漁業権侵害、②防火用水の不足による火災発生の危険性、③各種排水の希釈浄化が妨げられることによって生じる悪臭・病害虫による健康阻害、④井戸水の汚濁による地下水利用権の侵害、⑤自然享有権・環境権の侵害を主張し、控訴人P7カ、控訴人P9及び控訴人P8の3名(控訴人P7ら)の漁業権ないし漁業を営む権利は、本件許可処分に優先するから、訴えの利益があると主張した。 原審は、控訴人P7らについては、漁業を営む権利を有する者として原告適格を認めた上、控訴人P7らの権利は本件許可処分により新たな制約を受けるものではないとして訴えの利益を否定し、その余の1審原告らについては、原告適格を否定して、本件訴えをいずれも却下したところ、控訴人ら6名が控訴した。 2 「関係法規等」、「前提事実」及び「争点に関する当事者の主張の要旨」は、次のとおり、原判決を訂正し、控訴人らの当審における主張の要旨を付加するほか、原判決「事実及び理由」第3の2、3及び第4に摘示されたとおりてあるから、これを引用する。 (原判決の訂正)

(原判決の訂正)

原判決2頁17行目の「この許可申請があった場合には」を「水利使用に関し23条の許可申請があった場 (1) 合には」に改める。

同4頁13行目冒頭から同15行目末尾までを削る。 同18行目の「平成9年」を「平成11年」に改める。 同10頁3行目から同6行目までを削る。 (2) (3)

(5)

(6)

同13頁16行目及び同23頁9行目から同10行目の「第1ないし第3原告ら」を「控訴人ら」に改める。 同33頁16行目の「第2原告ら及び第3原告ら」を「控訴人P5、同P2及び同P3」に改める。 同18行目の「第3原告らは」から同21行目の「関係河川使用者」の前までを削る。 同38頁6行目の「食品衛生法」の前に「平成15年法律第55号による 改正前の」を加える。)。 (8)

(控訴人らの当審における主張の要旨)

(1) 本件訴えば、国策の下に進められた昭和電工という一企業のための発電用水の取水により、瀬切れ現象(河に水が流れない場所が生じていること)を生じる等、失われてしまった本来の川と湖を取り戻すために、住民が起こした

・ (2) 被控訴人は,

ものである。 (2) 被控訴人は、昭和40年4月1日施行の現行河川法1条に基づき、流水の正常な機能を維持するために、魚族の生存繁殖が維持されるよう河川を管理しなければならない義務を負うことになった。北安中部漁協は、昭和39年1月1日から免許に基づく漁業権を有していたのであるから、本件許可処分は、控訴人P7らの北安中部漁協の漁業権に基づく漁業を営む権利を侵害するものである。 (3) 平成9年の河川法改正により、河川法1条に法の目的として新たに「河川環境の整備と保全」が加えられたが、本件の問題である「発電水利権の期間更新時における河川維持水量の確保」ということとの関連においては、従前から河川法1条の目的に含まれていたものが確認的に規定されたものであって、新たに創設されたものではない。控訴人らの防火用水としての河川流水の利用は、慣行水利権に基づく許可や届出とは関わりのないものであり、控訴人らの安全の確保は、既存の防火設備では不十分である。排水希釈の問題も、河川環境の整備と保全という河川法の目的から検討されるべきであり、希釈水は現に不足しているのである。 (4) 本件許可処分は、平成9年1月31日にされたものであり、この時点において、青木湖に関係する控訴人らに

(4) 本件許可処分は、平成9年1月31日にされたものであり、この時点において、青木湖に関係する控訴人らに係る地下水が侵害されているか否かを判断しなければならない。本件許可処分により昭和電工に取水が許可されているのは、青木湖の水だけであり、青木湖周辺の陸地の地下水まで取水許可がされているわけではない。仮に、昭和電工が昭和27年4月22日以降、青木湖から取水していることを考慮するとしても、半世紀も経った今日において、湖面の水位が最大で21メートルも低下することによる周辺地の地下水の減退を、今後も許容し続けるべきか否かについて 青木湖に関係する控訴人らに は、再検討がされるべきである。

当裁判所の判断

1 当裁判所は、本件許可処分の取消訴訟について、控訴人らは、いずれも原告適格を有しないものと判断する。その理由は、次のとおり、原判決を訂正し、控訴人らの当審における主張に対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」第5の1に説示されたとおりであるから、これを引用する。

(原判決の訂正)

- パロス43貝25行目冒頭から同44 ) 関係河川使用者の原告適格について ア 関係河川使田孝 原判決43頁25行目冒頭から同44頁17行目末尾までを次のとおり改める。

関係河川使用者

ア 関係河川使用者 河川法は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持されるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的としており(1条)、河川は、公共用物であって、その保全、利用公内の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行わなければならない(2条)も同じ、公共用物として公の目的では、前線の目的で達成されるように適正に行わなければならないに、2条に、河川といて公の目的の方式がに私権の成立することを否定している。その上で、河川法23条は、河川管理者のには、河川管理者の許可を受けなければならない旨、同法24条は、河川区域内の土地を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない旨、同法38条は、本文で、河川管理者は、水利使用に関し23条又は26条(工作物の新築等の許可)1項の許可の申請があった場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、申請者の氏名、水利使用の目的その他建設省令で定める事項を23条から29条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に関し権利を有する者(関係河川使用者は、河川管理者による計算をしている。そして、河川法39条は、前条の通知があったときは、関係河川使用者は、河川管理者に対し、当該水利使用によりその者が受ける損失を明らかにして、当該水利使用について意見を申し出ることができる旨、同法40条1

水産動植物の採補又は養殖の事業としての漁業を営む権利を有する (漁業法2条1項,8条。前提事実(1)ア及び(5))。 ところで、漁業権は、都道府県知事の免許によって設定されるものであり (漁業法10条),北安中部漁協は、前提事実(5)記載のとおり、東枕5年12月20日に長野県知事から免許を得たのであるから (乙1の1・2)、北安中部漁協の漁業権に基づく控訴人P7らの漁業を営む権利も、同日発生したものである。控訴人P7らは、明治時代以前からの慣行漁業権を有していると言主張するが、仮に、控訴人P7らが現行漁業法施行の際現に存する漁業を信ついては、同法施行後2年間は、同法の規定にかかわらず、店漁業法、(昭和24年法律第267号)施行前に同法施行後2年間は、同法の規定にかかわらず、店漁業法、(明治44元を)の規定は、なおその効力を有するとされ、旧漁業法規附則2項におり廃止されたする企業を1、消滅するものとされたことができる月14日から26年10月が廃済強を14年である。2年12年では、2年12年では

(控訴人らの当審における主張に対する判断)

(1) 控訴人らは、本件訴訟の目的を、発電用水の取水により失われてしまった本来の川と湖を取り戻すために住民が起こしたものであると主張する。失われた自然環境を取り戻すことを希求する本件訴えの目的は、もとよりそれ自体は正当なものであるが、それによって直ちに原告適格が認められることになるものではなく、原告適格の有無は、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通じて保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断 すべきものである。

(2) 控訴人らは、昭和40年4月1日施行の現行河川法1条に基づき、被控訴人は、流水の正常な機能として、 魚族の生存繁殖が維持されるよう河川を管理しなければならない義務を負うことになったとした上で、控訴人P7らの 権利が北安中部漁協の漁業権に基づくものであるとしても、北安中部漁協は、昭和39年1月1日から免許に基づく漁 業権を有していたから、本件許可処分は、控訴人P7らの漁業権に基づく漁業を営む権利を侵害するものであると主張 する。

9 る。 河川法 1条の河川法の目的には、「流水の正常な機能が維持され」ることが含まれており、流水の正常な機能には、水性動植物の生存繁殖等も含まれるものと解され、漁業権者が関係河川利用者とされていることは上述したとおりであるが、北安中部漁協が、昭和39年1月1日に共同漁業権の免許を得ていたとしても(甲88)、漁業権の存続期間は法定されていて、共同漁業権については10年であり、その更新は認められていない(漁業法21条)から、法定の存続期間の経過により消滅するものと解される(最高裁平成元年7月13日第一小法廷判決・民集43巻7号866頁参照)。したがって、昭和39年に免許を得た漁業権は、10年の経過により消滅しており、これに基づいて控

訴人P7らの漁業を営む権利も消滅しているから、本件許可処分がこれを侵害する余地はない。 (3) 平成9年6月の河川法の改正により、河川法1条に、河川法の目的として新たに「河川環境の整備と保全」が加えられたところ、控訴人らは、本件の問題である「発電水利権の期間更新時における河川維持水量の確保」ということとの関連では、従前から河川法の目的に含まれていたものが確認的に規定されたものであって、新たに創設されたものではないし、河川の流水による排水希釈の問題も、河川環境の整備と保全という目的から検討されるべきであるともではス 主張する。

解すべき根拠はない。

所すれた。 防火用水としての河川流水の利用についても、河川の適正な利用として、総合的な河川管理の一環として考 慮すべき場合もあり得ると考えられるが、消防水利については、河川法は、何ら具体的な規定を置いておらず、消防水 利に係る利益は、河川において、公共用物であることに基づく一般的公益として位置づけているものと解される。な お、控訴人らが、本件許可処分の対象河川について、防火用水としての利用につき慣行水利権を有するものとは認めら れない。既存の防火設備が控訴人らの安全上十分なものかどうかも、消防法に基づいて判断し、対処されるべき問題で

河川の流水による排水希釈の問題についても、同様であり、流水の正常な機能として、総合的な河川管理の一環として考慮すべき場合もあり得ると考えられるが、これについて河川法は、何ら具体的に規定するところがないのであり、控訴人ら個々人の個別的利益が保護されたものと解することはできず、これによって控訴人らの原告適格が基礎づけられるものではない。

この時点において青木湖に関係す

である。

である。 控訴人らは、本件許可処分により昭和電工に取水が許可されているのは、青木湖の水だけであり、青木湖の周辺の陸地の地下水まで取水許可がされているわけではないと主張する。しかし、そもそも、河川法は、地下水の利用の保護について何ら具体的な規定は置いていないのであり、河川からの取水による地下水の利用に対する影響は、河川が公共用物であることに伴う一般的公益の問題と解すべきであることは、原判決説示のとおりである。 また、控訴人らは、昭和電工が昭和27年4月22日以降、青木湖から取水していることを考慮しても、半世紀も経った今日においては、再検討されるべきであると主張する。しかし、年月の経過による事情の変化の有無とこれに対する対応の要否は、河川管理がある。

れに対する対応の要否は、河川管理者において検討すべきことではあるが、それによって本件について控訴人らの原告適格が認められることになるものではない。
(5) 控訴人らは、その他、るる主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。
なお、平成17年4月1日施行の平成16年法律第84号による改正後の行政事件訴訟法9条2項が規定する当該法令の趣旨・目的及び当該処分において考慮されるべき利益の内容・性質等を考慮するとしても、河川法の趣旨目的及び本件許可処分の内容等は上述したとおりであり、河川法と目的を共通にする関係法令は見当たらず、仮に本件許可処分に河川法に違反する点があった場合に害されることとなる控訴人らの利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度を勘案しても、本件許可処分は、河川及び湖からの水力発電用水の取水を許可するものであり、洪水、高潮等による災害の発生の防止という治水に関わるものではないから、控訴人らに原告適格を認める余地はない。
2 よって、控訴人らの本件訴えをいずれも不適法として却下した原判決は、結論において相当であるから、本件控訴をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。
東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官	大		藤		敏
裁判官	桐	ケ	谷	敬	Ξ

裁判官 佐 藤 道 明